

令和5年

第1回議会臨時会会議録

自 令和5年1月26日

至 令和5年1月26日

福島県会津坂下町議会

令和5年第1回会津坂下町議会臨時会会議録

令和5年1月26日から令和5年1月26日まで第1回臨時会が町役場議場に招集された。

令和5年1月26日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
14番 水野孝一		

2. 不応招議員（1名）

13番 小畑博司

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財務課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、13番小畑博司君より、所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として2番 蓮沼文明君、3番 物江政博君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

みなさんおはようございます。

本日ここに、令和5年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日もご提案申し上げます案件は、国の補正予算成立に伴う、コロナ禍で疲弊した住民生活を守るための経済対策であり、早期に実施する必要があることから、令和4年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第8号）及び、本年度中の事業実施に伴う令和4年度 会津坂下町 下水道事業特別会計補正予算（第4号）の計2件のご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第1号「令和4年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第8号）」及び、議案第2号「令和4年度 会津坂下町 下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第1号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。私からは議案第1号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億1,953万3千円を追加し、予算の総額を88億8,461万7千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算の主なものは、昨年12月に決定した国の第2号補正予算による、普通交付税の追加交付へ対応するため、出産育児応援事業として産前産後の5万円給付事業、肥料・飼料高騰対策農業者支援補助金の追加分として、畑地を利用した各作物の生産者に補助金を交付する事業を実施するものです。

また、ふるさと納税寄附金の増額により、返礼品等にかかる事業費の増額と、基金の積立を実施するものです。

1 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。

第2表 地方債補正についてご説明申し上げます。今回の補正では、変更が1件です。

学校給食センター運営事業は、学校給食センターでの調理・搬送業務の委託事業になります。過疎対策事業債ソフト分の当初限度額は4,970万円であり、うち4,900万円については県との一次協議で既に同意をいただいております。その後、二次協議の際に限度額までの差額70万円と、限度額超分として1,040万円が配分調整されたため、過疎対策事業債を1,110万円増額するものです。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ総括の歳入につきましては、10款 地方交付税から21款 町債まで、補正前の額86億6,508万4千円、補正額2億1,953万3千円の増、補正後の額88億8,461万7千円になります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款 総務費から13款 予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が1,633万9千円の増、地方債が1,110万円の増、その他特定財源が1億円の増、一般財源が9,209万4千円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2 歳入の詳細についてご説明申し上げます。

10款1項1目 地方交付税 補正額9,209万4千円の増については、国の第2号補正予算により、普通交付税が追加交付となったことによるものです。追加交付は2つの内容となっており、1つ目は、歳出の追加に対応するための臨時経済対策費で8,831万円、2つ目は、総額調整で減額されていた額の復活分で378万4千円です。これらは肥料・飼料高騰対策農業者支援事業、及び育児応援事業の一般財源分に充当し、経済対策の財源とします。また、令和5年度に町公共施設総合管理計画の長寿命化計画に沿った施設整備や、臨時的に優先すべき、各公共施設の修繕・改修工事分として公共施設整備基金に積立てをし、令和5年度当初予算で、歳出に計上します。

15款2項3目 衛生費県補助金 補正額909万5千円の増については、全ての妊婦・子育て家庭が安心して子育てができるよう、出産・子育て応援交付金事業を実施するための、システム改修、及び補助金の交付を行う費用に対する出産子育て応援事業補助金を計上したものです。補助率は、伴走型相談支援・経済的支援が国2/3、県1/6、町の負担は1/6であり、システム改修費用が国10/10となります。

4目 農林水産業費県補助金 補正額724万4千円の増については、産地パワーアップ事業補助金が、県から、事業者の農業機械4台の購入に対する補助の内示があったことにより、全額増となります。補助率は10/10です。

17款1項2目 ふるさと納税寄附金 補正額1億円の増については、ふるさと納税の実績があがっているため、本年度3億5千万円の収入を見込み、増額したものです。

4 ページをご覧ください。

21款 町債 町債につきましては、第2表の地方債の補正によりご説明したとおり、変更が1件です。これにより、町債の総額は1,110万円増の2億1,510万円となります。

町債の総額は、アクションプランで定めた、「特段の事情」を除き、1億9,710万円となり、毎年度の起債上限2億円以内であり、引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

3 歳出 についてご説明申し上げます。

2款1項1目 一般管理費 まず、ふるさと納税寄附金の充当により、財源の内訳が、その他2,562万9千円の増となります。

7節 報償費から13節 使用料及び賃借料まで、合計2,562万9千円の増は、ふるさと納税寄附金の増額に併せて、ふるさと納税にかかる返礼品等の経費を計上するものです。

まず、7節 報償費は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる経費を増額するものです。次に、11節 役務費は、クレジットカードによる、ふるさと納税寄附者の決済手数料を増額するものです。次に、12節 委託料は、委託先である「新朝プレス」への返礼品発注等業務委託料を増額するものです。次に、13節 使用料及び賃借料のライセンスは、ふるさと納税ポータルサイトの使用料を増額するものです。

5目 財産管理費 まず、財源の内訳は、その他がふるさと納税の寄附金で、7,437万1千円の増、一般財源が7,771万5千円の増となります。

財政調整基金7,815万5千円の増が、ふるさと納税1億円の増分から、返礼品等の費用を差し引いた額7,437万1千円と、普通交付税の追加交付分のうち、調整額の復活分378万4千円を積立てするもので、積立後の基金残高は、7億532万8千円となります。ふるさと納税分については、令和5年度に寄附目的に沿った事業に充当してまいります。公共施設整備基金7,393万1千円の増については、普通交付税9,209万4千円増から、育児応援事業、及び肥料・飼料高騰対策農業者支援事業に充当した額と、財政調整基金に積立する普通交付税追加交付分の調整復活分を差し引いた額を積立するもので、積立後の基金残高は、2億5,947万3千円となります。令和5年度に予定している各公共施設の修繕・改修工事費に充当してまいります。

8目 電算管理費 補正額352万円の増については、個人情報保護法の改正により、令和5年4月から個人情報ファイル簿の作成・公表が義務化されることに伴い、個人情報ファイル簿の作成を委託する費用を計上するものです。

6ページをご覧ください。

3款1項5目 臨時福祉給付費については、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業において、給付金の支給を早急に行うために、委託内容を変更し、町で直接行うようにしたことによる予算の組み替えの補正となります。3節 職員手当等から10節 需用費までの60万8千円の増が、町で行うことによる時間外勤務手当と印刷製本費の増額、12節 委託料60万8千円の減は、委託内容の確定によるものです。

4款1項2目 予防費 まず、財源の内訳が、国県支出金909万5千円の増、一般財源146万円の増となります。補正額1,055万5千円の増については、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援の充実と経済的支援を一体化し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てが出来る環境を整備するために、出産・子育て応援交付金事業を実施するものです。3節 職員手当等から11節 役務費まで、あわせて65万1千円の増は、令和4年4月から現在までに出産された方と、今後、年度内に出産を予定している方へ補助金を支給する為に必要な経費を計上するものです。

まず、3節 職員手当等は、職員の時間外勤務手当を増額するものです。次に、10節 需用費は、通知を送る封筒などを購入する費用を増額するものです。次に、11節 役務費は、子育てに関するアンケート調査などの郵便料と、給付金支給の際の口座振替手数料を増額するものです。

7ページをご覧ください。

次に、12節 委託料 180万4千円の増については、相談業務に対応するため、健康管理システムに面談項目等を追加するためのシステム改修費用を増額するものです。

次に、18節 負担金補助及び交付金 810万円の増は、令和4年4月から現在までに出産された方60名に対して、産前・産後分の10万円を支給するものと、今後年度内に出産を予定している方42名に対して産前分の5万円を支給するものです。

5目新型コロナウイルス感染症対策費 補正額1,291万9千円の増は町の5号補正予算で計上した肥料価格や配合飼料価格の高騰による影響を受けている農業者に対する補助金に、畑地の土地利用作物・園芸作物分を新たに増額計上するものです。

まず、11節 役務費 21万9千円の増は、支給内容の通知などに必要な郵便料を計上したものです。次に、18節 負担金補助及び交付金 1,270万円の増は、そば・麦・大豆等の農家に10アールあたり2,500円補助するもので、4万アール分1千万円と、野菜・花(卉)の農家に10アールあたり4,500円補助するもので、6千アール分270万円を増額するものです。

6款1項3目 農業振興費 補正額724万4千円の増は、県から産地パワーアップ事業補助金として、農業機械4台の導入に対する補助の内示があったもので、全額増となります。農業者の事業費に対して1/2の県補助で町を経由して農業者に交付されます。

8ページをご覧ください。

10款6項2目 学校給食費は、過疎対策事業債の増による財源内訳の補正となります。

最後に、13款1項1目 予備費、補正額758万円の増は、今後の積雪や、緊急的な修繕等の不足の事態に備えるとともに、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,834万6千円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第2号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第2号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,395万2千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

次に、第2条債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によりたいというも

のであります。

今回の補正は、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業に伴う水道工事費負担分の額の確定に伴う歳入歳出予算の追加、並びに歳出予算のうち建設費の委託料及び補償補填及び賠償金と工事請負費を組み替えするものであります。

また、管路DB整備事業に係る債務負担行為の限度額を増額変更するものであります。

1ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをお開きください。第2表 債務負担行為補正 であります。

県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業に係る債務負担行為の変更でありまして、債務負担設定後の事業着手時点において、物価及び労務単価等の上昇に伴い、限度額を8億8,753万8千円に2,759万5千円を追加し、9億1,513万3千円に変更したいというものであります。なお、期間の変更はございません。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1 総括 ですが、歳入・歳出それぞれ660万円を追加し、合計額を5億5,395万2千円としたいというものであります。その財源内訳は、諸収入が660万円の増となっております。

3ページをお開きください。歳入であります。

6款3項1目 雑入 660万円の増は、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業に伴う水道工事費負担分の額の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款3項1目 建設費 は、660万円の増であります。

12節 委託料 340万円の減は、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業のうち、設計・工事監理等委託業務の本年度支出額の確定によるものが主なものであります。

14節 工事請負費 1,850万円の増は、次年度の舗装復旧等予定箇所の前倒し整備によるものであります。

21節 補償補填及び賠償金 850万円の減は、町道茶屋町緑町線ほか補償対象路線の精査により、水道管移設補償費見込額が減となったためであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第1号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

7ページの6款1項3目 補助金 産地パワーアップ事業で農業機械の4台とありまし

たが、農業機械の内容、詳細についてお伺いします。

◎産業課長（宇内勝良君）
議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）
宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）
私の方からお答えします。機械の種類につきましては、トラクター、ロータリー、ウイングハロー、スタブルカルチでございます。

◎8番（山口亨君）
議長、8番。

◎議長（水野孝一君）
8番、山口亨君。

◎8番（山口亨君）
8ページの18 肥料・飼料高騰対策農業支援についてお伺いします。そばや麦は2,500円、畑や花卉、野菜は4,500円、米は1,000円だったんですけれども、その根拠を教えてください。

◎産業課長（宇内勝良君）
議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）
宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）
根拠でございますが、まず野菜や花卉については費用のコスト差という事で、営農類型別統計によるコスト差9,000円に基づきまして、前回の果樹と同じように半額を補てんしたという事でございまして、9,000円の半分4,500円となっております。
次にそば、麦、大豆の土地利用型作物については畑作物の直接支払という事で交付金がございまして、その交付金を利用しまして畑作の方につきましてはもらっているという状況もございまして、田んぼと同じような形で県からの補助はございませんので、あわせて2,500円をもらっているという部分がございますので同じく2,500円という事でお支払していきたいと思っております。

◎議長（水野孝一君）
他にございませんか。質疑も尽きたようであります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「令和4年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

11 番 五十嵐一夫 君から、「旧坂下厚生総合病院跡地土壌から基準量を超えるヒ素・フッ素が検出されたことに対する町の対応」及び「これも踏まえ旧坂下厚生総合病院跡地は新庁舎の候補地から除外すべき」との2件について、緊急質問の申し出があります。

五十嵐一夫 君のこれら2件の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

五十嵐一夫 君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として、ただちに発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、五十嵐一夫 君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として、ただちに発言を許すことは可決されました。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐一夫 君の発言を許します。

11 番 五十嵐一夫 君、登壇願います。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）（登壇）

まずはご賛同いただきありがとうございます。緊急質問事項であります。第1に坂下厚生病院跡地土壌から、基準量を超える砒素・ふっ素が検出されたが、近隣住民にとって不安であります。町はどのように対応を考えているのか。

第2に、新庁舎位置については、厚生病院跡地が候補地の一つであり、町長は2月に新庁舎位置を発表したいとのことであるが、基準量を超える砒素・ふっ素が検出されたことと、既に跡地の売却が決定したことを踏まえて、新庁舎の候補地からは除外すべきではないか、考えを問う。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今ほどの五十嵐議員の第1についてお答えいたします。1月14日付けの地方紙において、旧坂下厚生総合病院跡地からの土壌汚染についての県報の告示の記事が載りました。

砒素・ふっ素が土壌汚染対策法の基準値を超えたというような記事で、砒素が基準値10当たり0.01ミリグラムを0.005ミリグラム上回り、ふっ素が基準値10当たり0.8ミリグラムを1ミリグラム上回ったと言う記載でした。

記事後段においても、県は「周辺に井戸水を飲む住民がいなかったため、生活には影響はない」としているとして記載しております。

12月の全員協議会でもご説明いたしましたが、2つのリスクについて、町の調べでも飲用井戸がなく地下水等の摂取リスクがないこと、また、周辺4カ所の消雪用井戸水の検査においても全て基準値以下であったこと。直接摂取リスクにおいても、当初より舗装されていること、形質変更時においても法令に準じて処理することにより、健康被害はないものと考えていることご説明いたしました。

しかしながら、周辺住民の方が不安に思っているのであれば、町としても事業者とともに不安払拭の周知をしたいと考えております。

この砒素・ふっ素については、自然界においてもあまねく日本全国に存在しており、砒素については6.5ミリから7.1ミリグラム、ふっ素については0から100ミリグラムなどの調査報告もあります。また、参考に食事における1日当たりの摂取量の平均については砒素は農水省のホームページで出している総砒素で0.199ミリグラム、そしてふっ素についてはその他の調査ですけれども、1.44ミリグラムという摂取量があります。これは参考ですが、今後町としてはそのような形で進めていきたいと思っております。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

第2の質問については私からお答えいたします。今、生活課長から答弁したとおり、基準値を超えたものについては、法令に基づいて県の指導の元、厚生連の方で土を入れ替えるとなっているようであります。

そしてまた、既に跡地の売却が決定した云々とあるわけですが、これについても厚生連の理事長と話をさせていただきました。売却が決定したという事でございますが、厚生連の内部事情もあって昨年の6月にそのような進め方があったと伺っております。そしてまた、厚生連としての考えは、売却が決定したと言えど、業者ではなくて町が有効活用してもらえらるならこれに越したことは無い、そして厚生連としてもそういった形で地域に貢献したいといった事を理事長から伺っております。

基準値を超える土地だという事で法令に添って、また県の指導に沿って土を入れ替えるとのことですから、近辺にもそういった例はあるわけで、入れ替え後の安全確認が出来れば、危険だと嫌うことは無いという風に私は考えております。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

第 1 からお伺いします。前向きな答弁でありました。周知はしたいとのことでした。我々議会には説明があったので議員は承知しています。しかし住民はその内容が分かりません。

今月の 25 日の広報あいづばんげが各家庭に配布になります。その中に間に合えばできたわけです。回覧板とかチラシ。急げば間に合った。でもそうはしなかったんですけれども、そういった説明ができたと思うのですが、そういったことはできなかったのか。

あと、これから周知はしていきたいとの事だったんですけれども、どのような方法考えているのかお伺いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

2 点ほどご質問を頂きました。25 日の広報に間に合せて載せれば良かったのではないかとこの点でございますが、まず県報に掲載されたのは 1 月 5 日という事で、これを踏まえて公になったという事でございます。緊急性を要するのであれば先に住民説明会などで説明していかなければならないというところではございましたが、健康被害はないという事で、緊急性がないという事で、1 月 25 日の広報紙には掲載しなかったというところでございます。

また、1 月 5 日に県報で公示されたわけですが、その後、地方紙において 1 月 14 日の新聞掲載されたわけですが、その後も町への町民の方からの問い合わせ、ご意見等は町としては何も受けていなかったものです。厚生病院さんにも確認したら、そういうお話はなかったという事で、新聞記載の最後のところに、生活には影響はないと、私どもも健康には影響はないものと通常の生活ができる物と感じているところでございます。

2 点目の、周辺の住民の方には不安に思っている方もいるかもしれません。どのような方法で周知するのかというところではございますが、まず周りの地区の自治会長さん・役員の方たちにお話しをしてから、安心安全、不安払拭という事で、文書等でお知らせをするという形で進めていきたいなと思っているところでございます。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、 五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

今の中で、町としては不安についての声はなかった、届かなかったという事ではありますけれども、私には不安について声が来ました。他の議員の方のところへも「心配だな」という事があったんじゃないかと思います。直接はサイレントマジョリティと同じだと思います。直接は出すに出せない。心にしまっておく。そういったことを行政側はするべきなんです。

無知な人は不安だ、心配だといった事がある。そういったことに対応をすることが行政なんではないかと思います。先ほど周辺の自治会長さん等にお話しして、文書でお知らせするとのことでしたが、周辺だけではなく、新聞に出たという事は町全体で不安視する方がいっぱいいるわけです。例えば飛散等はないでしょう。土の中だからね。でも、不安視する人は粉塵とかが来るんじゃないか、そういったことを言う方がいるわけです。その不安を払拭するためにも地域だけではなく町全体に周知する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

近隣の部分についてはそういう方もいると思います。また、町民全域についてもそのような考えを持っている方もいらっしゃると思います。それについては今後どのような形で周知した方が良いのか検討させていただき進めていきたいと思っています。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、 五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

わかりました。これについては簡単です。チラシ一枚だっていいんです。もっと細かく書いて、そういったことをやれば良いんです。検討するという事ですのでよろしく願います。第1について終わります。

第2についてですが、一つは砒素・ふっ素が土壤汚染対策法の基準値を上回っています。これから掘削していきますと、この先医療廃棄物が出てくる場合もあります。見つかる場合もあります。まだ危険が潜んでいますが、そういったことについて、砒素・ふっ素も含めてどのように考えているのかという事がお聞きしたいのです。まずこれからお聞きしましょう。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、砒素・ふっ素については今ほど言ったように土壤汚染対策法に基づいて土壤の掘削をして処分するというような報告を受けています。これは県と事業者さんとのやりとりであって、まだ決定したというようなことは聞いておりませんが、そのような予定ですというようなことは聞いております。また、医療廃棄物が出てくるんじゃないかという事ですが、それについても、産業廃棄物という事で、それに基づく事業者の県の指導によって処理をしていくことだと考えております。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

先程町長の答弁の中でちょっと売却について明確に答えていない。と言いますのは、昨年の6月に進め方があったと聞いたと。でも、その後厚生連の考えが何なのか明確でない。私はこの前の一般質問で話したように、入手した文書を朗読しました。受付番号から何かからですね。それはある会社に売却することを決定したとあるわけです。その事情を確認した。そしてこれは、きちんとした理事長名でよこしているんだから、その後に町長がお話した中で、それが変更とかあった場合には企業としてやる場合には理事会の決定そういった事がなければ変更できないわけです。そして企業は取得することによって企業の目的の達成があるわけです。候補地からなぜ除外しないのか。除外すべきでないかという事で。

今二つ問題が出ましたね。砒素・ふっ素の事、将来的には医療廃棄物の事がある。売却を決定しているという事。それを踏まえて、まだ候補地として考えていくのか、そこのところについて伺います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

同じ答弁になってしまいますが、砒素・ふっ素が出たことによって、これから入れ替えをする、また注射器とかが出てきた場合は廃棄物処理され、また入れ替えをするという事で進んでいると伺っておりますから、何ら問題にならないと私は考えております。

また、売却の話であります。売却の契約を交わしたのではないと聞いております。ですから、先ほど答弁したように理事長が私に考え方を申し上げたんだろうと思っておりますし、特別候補地から外さなければならないという事にはならないと考えているのが現状であります。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

候補地から除外するのであれば、厚生病院跡地の買受者は聞きません。聞かなくていいです。しかし、除外しないのであれば買受者がどこなのかを明らかにしてください。そして、買受者は、何の目的で跡地を購入するのか、それについて聞く必要があると思いますのでお伺いします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

企業側が何の目的でという事は聞いておりませんが、それはそれなりの目的があったかと思いますが、理事長がそこまで答えるという事は、企業側とも十分話をしている中で私にもその話をしたんだろうと思っています。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

候補地から除外しないのであればその企業を明らかにしてくださいと私は言ったのです。結局その企業は何の目的で買い受けるのかという事です。候補地から除外するのであれば企業は聞く事はしません。やはりそれは企業にとってもいろんなことがありますから。でも、ここで大事なのは、坂下町が候補地としているところにね、企業に厚生連は売却を決定したと、きちんとした文章でよこしているんです。文章でよこしているっていう事は、ちゃんとハンコも押してあります。それは、理事会で決定したからでしょう。そういった問題があるところをずっと候補地としていくのかという事なんです。そこを踏まえて答弁をお願いします。

◎町長（古川庄平君）
議長、町長。

◎議長（水野孝一君）
古川町長。

◎町長（古川庄平君）
五連の理事会で決定したという事でございましょうが、理事長が私との話ではそういう答弁をしていますので、それ以外に理事会で決まったといっても、私らが理事会に何を申し入れることもないと思いますし、厚生連の代表は理事長でございますから、理事長の言葉で言ったわけですから、私は理事長の言葉を重要視しているところです。

◎11 番（五十嵐一夫君）
議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）
11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）
町長にお伺いします。私の答弁に一つ答えていない。候補地から除外するのかわからないのか。こういった問題点があることを踏まえて、土壌汚染が出た、これからも将来的に医療廃棄物の事があるかもしれないそういったリスクがいっぱいある、そういった場所を候補地に考えているのかという事を。もう外すべきではないのかと私は聞いているわけです。そのことの見解を問うものです。

◎町長（古川庄平君）
議長、町長。

◎議長（水野孝一君）
古川町長。

◎町長（古川庄平君）
先程申し上げました、近隣にもそういった例はいくつもあると申し上げましたが、会津若松市も県の県立病院の跡地の問題で、これも利活用の方針は出ました。みなさんご存知のとおりだと思いますが、子どもの屋内遊び場、それと併設して物産等の販売できる商店ができると。喜多方の県立病院の跡地にも昨年オープンした交流施設館。これもオープンされておりますし。そういった入れ替えをして安全だと確認がなされれば、何ら嫌うこともないし、私の考えの中では今ここで、候補地から外すんだという考えはないという事をお伝えしたいと思います。

◎11 番（五十嵐一夫君）
議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

県立病院跡地、喜多方の県立病院跡地もありますけれども、一旦きれいにして、更地状態にして、それから安全が確認されて利用を考えているのです。もう、安全だ、安全になるんだという事を先取りして考えるというのはちょっと執行部としておかしいのではないのか、他ではそういうことをしているのか。私はちょっと住民にとって不安がある。そして出来なかった場合、本当にその通りに出来なかった場合、どのように責任を取るんだという事もあります。ですから安全・安心を確認してからじゃないと私は候補地から外すべきだと思うのですが、それはもう押し問答みたいになりましたけれども。

ただ一つ、候補地にするのであれば、買い受ける企業がどこなのか、その企業が何の目的で買い受けたのか。買い受けるのであればその企業に対して町は邪魔しちゃうじゃないですよ。企業がこういうことをやりたい。やるという時にはお金を融資してもらう、金融機関とかそういったところから全部示し合わせてこういったことをやろうとしていると思うんですよ。町だってそうでしょ、財政の裏付けをとってそして事業を執行しているわけです。企業だってそのはずですよ。ですから候補地として考えるのであれば、厚生連が売却を決定したと言ったって、売却先がどこなのか、その売却の目的は何なのか、それをきちんと皆さんに説明すべきです。できませんか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

発表前には確認したいと思います。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫 君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

発表前にはやるという事ですが、私はどこの会社かは知っています。しかし私は誰にもしゃべっていません。家の妻にもしゃべっていません。周辺にも誰にもしゃべっていません。私の口からは言えませんと言っています。ですから私の口からは言えませんけれども町長からは言えるのであります。やはりそういったことを隠してやるのはおかしい。

それで、アンケートをやって、アンケートはそういった不安定な要素があるにも関わらず、そういったことを隠してやったという事になるのです。そういった空虚なアンケートについてどのように考えるのかお伺いします。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

アンケートを実施するに当たっては、あくまでも町が考えている、使っていない、これから更地になって、当時厚生病院さんのまだ建物があつた訳ですが、今後解体されるという部分がありましたので、これについてはまだ厚生連さんの方とは確認しておりませんが、ある程度2万㎡以上確保できる土地はどこにあるのかという事で、一つの候補地として、今後町として使える土地として、2万㎡以上のところを算定させていただいて、アンケートの中に盛り込ませていただいたというところでございます。

実際的には厚生連さんの方とは正式にコンタクト等は取っていませんでしたので、町が単独で大きな場所があるという事で、未利用地という判断のもとアンケートに盛り込ませていただいたところです。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

厚生病院の跡地を企業が買い受けるとういうことで、厚生連とやったってね。そこを分からないでやっていて、あるから良いという事でやったということですけども、もう買い受けるという事の実を、私も厚生連から文章でいただいた。それを今度町が割って入ってここに、候補地にしますよっていう事は、企業の目的を邪魔することですよ。そういったことを町がやっているといいのかという事です。そういったことを申し上げて、企業名は明かさなかったという事で、非常に残念ではありますが、押し問答になりますので質問を終わります。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

これをもって、五十嵐一夫君の緊急質問を終結します。

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和5年度第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年1月26日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員